

日本海側拠点港「京都舞鶴港」の 機能強化について

【担当省庁】国土交通省、法務省

日本海側拠点港としての京都舞鶴港のコンテナ・フェリー・クルーズ機能の強化

◆ 発展著しい東アジア諸国の経済成長を戦略的に取り込むため、関西経済圏における日本海側唯一のゲートウェイである京都舞鶴港の機能強化を国家プロジェクトと位置付け、以下の整備を促進していただきたい。

1 国際海上コンテナ機能の強化（舞鶴国際埠頭）

○ 物流岸壁の選択と集中を徹底しつつ、コンテナ・バルク貨物のバランスのとれた物流を確保するため、**国直轄事業で整備中の岸壁の機能強化（コンテナ船・バルク船等2隻が同時着岸可能となる整備）**（図面A-①）

○ 国直轄で整備中の舞鶴国際埠頭への臨港道路（上安久線）の早期供用（図面A-②）

○ 「港湾機能高度化施設整備費補助金^{*}」の拡充（日本海側拠点港に対する大型荷役施設整備を補助対象に追加）

※港湾機能高度化施設整備費補助金

国が選定した国際コンテナ戦略港湾（②～阪神・京浜港）の機能強化のため、コンテナ貨物を集約していく対象となる港の荷役機械整備としてガントリークレーンの補助メニューが追加された（②～）。

2 国際フェリー機能の強化（前島埠頭）

○ 東アジア地域と我が国の経済連携を戦略的に推進するため、国直轄事業で整備中の前島埠頭（2号岸壁）の早期完成（図面B-①）と埠頭北側に計画している国際フェリー岸壁（3号岸壁）の整備を国直轄事業に指定（図面B-②）

3 外航クルーズ機能の強化（舞鶴国際埠頭・第2埠頭）

○ 国直轄事業で整備中の第2埠頭岸壁の老朽化対策の早期完了

○ 国家戦略として大型外航クルーズ船の寄港を増やし、世界中の人を地域に呼び込むため、**第2埠頭増深事業を新たに国直轄事業に指定**（図面C-①）

- 「港湾機能高度化施設整備補助金」の旅客の乗降・待合等のターミナル上屋施設に対する補助要件の緩和

※港湾機能高度化施設整備費補助金

補助要件である一埠頭あたりの利用乗降客数 10 万人/年を 3 万人/年程度までの緩和

- クルーズ船入港時の審査手続が短時間で終わるように、人員確保等による C I Q 手続きの円滑化・迅速化

※C I Q：税関 (Customs)、出入国管理 (Immigration)、検疫 (Quarantine)

国土強靱化に資する京都舞鶴港の整備

◆ 国土のリダンダンシーの確保を図る観点から、日本海側拠点港である京都舞鶴港について、以下の計画的な施設管理や整備を促進していただきたい。

1 国有港湾施設の適切な維持管理によるトータルコストの縮減

- 予防保全計画に基づき、長寿命化を図る予防保全を国直轄事業により実施

- 国直轄事業で整備中の第 2 埠頭岸壁の老朽化対策の早期完了
(再掲)

- 港湾管理者が実施する予防保全に必要な予算の確保

2 日本海側のアクセス道路の整備促進

- 京都縦貫自動車道の平成 26 年度全線供用開始・国道 27 号西舞鶴道路等京都舞鶴港へのアクセス道路の整備 (図面D-①)

<国土交通省の概算要求>

◎港湾整備事業 3,022 億円

【京都府の担当部局】

商工労働観光部 海外経済課 075-414-4844

建設交通部 港湾課 075-414-5304